

## 介護医療院の開設許可に係る事務手続フロー

	事業者	市町村	県	期間の目安	備考
1 市町村との協議 ・計画との整合性 ・土地利用関係の確認 (都市計画・農地転用等) ・補助金・交付金の利用	→	→		↑ 1か月 ※補助金・交付金を利用する場合を除く。 ↓	転換の場合、併せて、医療法、医療法人関係の手続を行う。
2 県との事前協議 ・人員基準の適合 ・施設・設備基準の適合	→	→	→	↑ 1か月 ↓	申請書の様式・添付書類により協議
※着工					
3 本申請	→	→	→	↑ 1か月 前々月1～15日までに申請 ↓	不備・変更等修正のうえ、申請・受理
4 市町村への意見照会		← 照会 回答 →			介護保険法第107条第6項による
5 現地確認	←	←			
6 許可	←	←			